

公益通報窓口規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本女子ソフトボールリーグ機構（以下「当機構」という。）の組織運営及び事業推進において、すべての関係者の倫理規程に基づく違反行為に関する通報及び相談窓口（以下、「通報及び相談窓口」という。）を設置し、その受付と対応について定める。

(通報及び相談窓口)

第2条 通報及び相談窓口は倫理・コンプライアンス委員会の下に置き、〇〇法律事務所が担当する。

<連絡先>

E-mail tsuho-madoguchi@jdleague.jp

弁護士 清水 光

(対象となる行為)

第3条 通報及び相談窓口で受け付ける内容は、当機構の倫理規程第1条の2に定める社員、役員及び職員並びに各専門委員会の委員、当機構の諸制度に基づき登録を行っている者及びその他の当機構関係者の倫理規程違反行為とする。ただし、個人的な誹謗中傷や不平不満は取り扱わない。

(受付方法)

第4条 通報及び相談は、ファクシミリ、電子メール及び文書によって行う。

(手続)

第5条 受け付けられた通報及び相談は、次の手続きにより処理される。

- (1) 通報及び相談を受けた窓口は、速やかに内容を確認し、倫理・コンプライアンス委員長へ報告をする。
- (2) 倫理・コンプライアンス委員長は、報告を受けた内容について、その対応に最も適切と思われる委員会又は社員等に依頼し、調査及び事実確認をする。
- (3) 事案の対応を依頼された委員会又は社員等は、確認した内容を倫理・コンプライアンス委員長へ報告する。
- (4) 倫理・コンプライアンス委員長は倫理・コンプライアンス委員会を開催し、報告内容に基づき倫理規程違反の有無を判定する。
- (5) 倫理・コンプライアンス委員会は、報告された内容に倫理規程違反が認められた場合、処分規程等に基づく処分を検討し、問題の解決と再発防止を図る。

2 連絡先の確保ができないことにより十分な資料や証拠の提出が得られない場合や関

係当事者からの聴き取りが行えない場合等、調査及び事実確認に支障がある場合には、前項に定める手続きを行わない。

(保護方針)

第6条 通報及び相談窓口の担当者は、正当な理由なく通報及び相談に係る情報を開示してはならない。また、通報及び相談を行ったことを理由として、通報者及び相談者に不利益となる扱いをしてはならない。

(改廃)

第7条 当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、2025年11月27日から施行する。

■ガイドライン 倫理規程違反に関する通報・相談■

—公益通報窓口—

日本女子ソフトボールリーグ機構では、組織運営及び事業推進において、すべての関係者の倫理規程違反行為に関する通報及び相談窓口を設置しています。

本窓口では、弁護士が相談を受けます。また、必要な事案については事実確認を行い、倫理規定違反行為が明らかになった場合は、必要な対応（指導・処分等）を行います

●設置場所：一般社団法人日本女子ソフトボールリーグ機構内

●利用方法：メール

なお、下記「窓口取扱範囲」以外の相談については別の機関を紹介させていただく場合もございます。

//窓口取扱範囲

本窓口で取扱い対象とする範囲は下記のとおりです。

- 1. 対象となる行為

※国・地方公共団体、学校等教育機関、企業、関連団体その他当法人以外の組織・団体内部の事項や係争中の事項については、対応できない場合がございますので、予めご承知おきください。

●組織の使命及び社会的責任と信用を損なう行為

●法令等の違反行為（反社会的勢力との関係行為を含む）

●不適正な経理処理（私的利用行為を含む）

●暴力、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、差別の行為

●個人情報の不適切な扱い行為

——※当法人倫理規程第2条～第10条に反する行為が対象となります。——

倫理規程第2条～第10条

第2条 この法人の役職員等及び関係者等は、この法人の設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第3条 この法人の役員等及び関係者等は、常に公平かつ誠実に事業運営に当たり、公序良俗等の社会規範から逸脱することなく、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第4条 この法人の役員等及び関係者等は、関係法令及び当法人の定款、倫理規程その他の規程を厳格に遵守し、社会規範に違反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

(適正な経理処理)

第5条 この法人の役員等及び関係者等は、補助金、助成金等の経理処理に関して、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。

(私的利益の禁止)

第6条 この法人の役員等及び関係者等は、公益的な事業に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第7条 この法人の役員等及び関係者等は、その職務の執行に際し、当法人と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、定款32条に定める理事会の承認を得なければならない。

(人権の尊重)

第8条 この法人の役員等及び関係者等は、他の役員等の人権を尊重し、パワーハラスメント、差別及びセクシャルハラスメント等を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 この法人の役員等及び関係者等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を会報やホームページに掲載する等して開示し、社会の理解と信用の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第10条 この法人の役職員等及び関係者等は、業務上知り得た個人の氏名、年齢及び住所等の情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

2. 対象となる行為者

- 社員（正会員）
- 役員（理事及び監事）、顧問、名誉会長、参与及び事務局職員
- 各専門委員会の委員、その他の関係委員会及びプロジェクト関係者
- 当法人の諸制度に基づき登録等を行なっている審判員、記録員、指導者、チーム（個人含む）を構成するすべての者。
- その他の当法人関係者、職員

※当法人倫理規程第1条の2に定められた者が対象となります。

倫理規程第1条の2

第1条の2 この規程の適用範囲は、社員、役員及び職員（以下、「役職員等」という）並びに各専門委員会の委員、この法人の諸制度に基づき登録等を行っている者及びその他のこの法人関係者（以下、「関係者等」という）であり、それぞれ次の各号のとおりとする。

- ①社員とは、定款第5条①に定める正会員をいう
- ②役員とは、定款第25条に定める理事及び監事並びに定款第65条に定める名誉会長、顧問及び参与をいう
- ③職員とは、定款第63条に定める事務局職員をいう
- ④各専門委員会の委員とは、定款第44条に定める専門委員会の委員をいう
- ⑤この法人の諸制度に基づき登録等を行っている者とは、この法人に登録する

審判員、記録員、指導者、及びチームを構成するすべての者をいう

⑥その他のこの法人関係者とは、定款第5条に定める会員の役員、職員及びその運営に関わる者をいう

■ 利用方法

① 受付方法

以下のメールアドレス宛に、

②の相談概要に記載の各項目を記入したメールをお送りください。

Mail: tsuho-madoguchi@jdleague.jp

② 相談概要

1. 相談者について

(1) あなた（以下「相談者といいます。」の氏名及びふりがな（**実名での相談のみ受け付けます。**）

(2) 相談者の性別

(3) 相談者の年齢

(4) 相談者と被害者との関係性（本人である場合はその旨）

(5) 相談者の電話番号

(6) 相談者のメールアドレス

2. 被害者について

(1) 下記行為に関して被害者がいる事案については、その氏名及びふりがな

(2) 被害者の所属等

(3) 本相談にあたって、被害者からの承諾の有無

3. 行為者について

(1) 処分規程第3条に定められた行為を行った者（以下「行為者」といいます。）の氏名（フリガナ）

(2) 行為者の所属等

(3) 行為者の区分（次のいずれかから選択してください）

(1) 役員等

ア 理事及び監事、名誉会長、顧問、参与

イ 正会員

(2) 職員、運営に携わる人

ア 日本女子ソフトボールリーグ機構の事務局職員

(3) 登録者等

ア 各専門委員会の委員

イ 審判員、記録員、指導者、及びチームを構成するすべての者

(4) その他

ア 正会員の役員、職員及びその運営に関わる者

4. 行為の概要（なるべく具体的に記載してください）

(1) いつ、どこで起きたできごとですか

(2) 誰が、誰に対して何をしましたか

(3) どうしてそのようなできごとが起きましたか

(4) 相談者は、どのようにしてできごとを見聞きしましたか／知りましたか

(5) できごとを見聞きしたのは誰ですか

(6) できごとについて、何か証拠となる文書やデータはありますか

5. 個人情報の確認に関する同意の有無

日本女子ソフトボールリーグ機構において登録情報等を確認し、また場合によっては加盟団体に照会するため、これらに必要な範囲で日本女子ソフトボールリーグ機構に相談者及び被害者の情報を提供することに同意できますか。

6. 備考

(1) ご要望その他

(2) 現状相談している第三者機関等（あれば）

③メール送信後の流れ

日本女子ソフトボールリーグ機構において、相談内容が本窓口の取扱い範囲であるか、確認をいたします。本窓口の取扱い範囲でないことが明らかな場合、弁護士より電話又はメールにて、その旨をお知らせいたします。窓口の取扱い範囲である可能性

がある場合、追加の事実確認並びに、相談者及び被害者の希望の確認その他のために、弁護士より電話又はメールにてご連絡を差し上げます。

以上